

介護保険負担限度額認定の特例減額について

■ 市民税課税世帯は、原則として、食費・居住費の負担限度額制度の軽減はありませんが、介護保険施設に入所して食費・居住費を負担した結果、在宅に残るご家族(配偶者等)の生計が困難となることを防止するため、以下の要件全てに該当する場合は、食費または居住費、もしくはその両方について、負担限度額を適用する特例制度が受けられます。
※ショートステイをご利用の人は特例対象外です。



軽減を受けるためには、申請が必要です。
市民税課税世帯で、
下記の要件①～⑥の**全てに該当**する人は、
必要書類を添付して申請してください。

《特例制度対象チェックシート》

※次の①～⑥の全てを「はい」と回答した場合は、対象となる可能性があります。

①	属する世帯の構成員の数が2人以上 ※世帯には、別世帯の配偶者や施設入所により世帯分離した従前の世帯構成員を含みます。②～⑥においても同様です。	はい	いいえ
②	介護保険施設に入所し、第4段階の食費・居住費を負担している ※介護保険施設等とは、特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護医療院のことで 短期入所サービス(ショートステイ)は対象外です。	はい	いいえ
③	世帯の年間収入から施設の利用者負担の年間見込み額を除いた額が82.65万円以下 ※年間収入: 公的年金等の収入額と、年金以外の合計所得金額(長期短期譲渡所得の特別控除額を除く)の合計 ※施設の利用者負担: 施設サービス費の自己負担分(1割、2割または3割負担額)と食費・居住費の合計。ただし、高額介護サービス費の支給が見込める場合は、その額を施設サービス費の自己負担分からあらかじめ控除します。	はい	いいえ
④	世帯の預貯金等の合計額が450万円以下 ※預貯金等には、現金、有価証券、債券等も含まれます。	はい	いいえ
⑤	世帯が自身の居住用家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を有していない	はい	いいえ

⑥	世帯に介護保険料(第2号被保険者は国民健康保険税)を滞納している人がいない	はい	いいえ
---	---------------------------------------	----	-----

《 申請についての詳細は裏面へ 》

■ 申請に必要なもの

1 介護保険負担限度額認定申請書

※当該年度分(8/1～7/31)を申請済の場合は、必要はありません。

2 介護保険負担限度額認定の特例減額措置に係る申請書
(世帯状況・収入・資産等申告書)

3 施設の契約書の写し

※施設と利用者の契約状況がわかるページ

4 施設における施設利用料、食費及び居住費が分かるものの写し

5 世帯全員分の収入が確認できるもの

※年金収入のある人は「年金の振込通知書」「年金の源泉徴収票」など、年金額がわかるもの

※給与収入のある人は「源泉徴収票」「給与明細書」など

※事業・農業収入のある人は「所得税確定申告書控」など、年間収入のわかるもの

※その他の収入のある人は「雇用保険受給資格者証」など

※世帯の資産状況がわかるもの

「固定資産税納税通知書(居住用以外の土地、建物を有している場合)」など

6 世帯全員分の預貯金額等がわかるものの写し(通帳の写しは、次の① ② ③が必要です。)

① 金融機関・支店・口座番号・口座名義の分かる部分(通帳の表紙をめくった見開きページなど)

② 普通預金口座の最終残高のページ

※申請前に記帳してください。申請日の直近2か月以内に入出金がない場合には、余白に「以後入出金なし」と記入してください。

※最終ページで年金振込を確認できない場合は、直近の年金振込が記帳されたページも添付してください。

③定期預金口座のページ

※総合口座通帳の場合は、定期預金口座利用の有無にかかわらず添付が必要です。利用がない場合は、定期預金口座の1ページ目(白紙)の写しを添付してください。

○預貯金・現金以外に保有している有価証券、債券等(自動車・貴金属・その他高価な物含む)がある場合には、価格評価を確認できる書類の写し



申請受付後、世帯全員の所得状況を調査した上で、結果を通知します。

認定となった場合は、決定通知書と併せて認定証を交付しますので、入所施設先に認定証をご提示ください。

問い合わせ先: 大野城市役所 介護支援課 介護サービス担当

☎092(580)1860(直通)